令和８年６月12日

須谷地区での新ごみ処理施設建設事業について

令和８年３月３１日付で有田市宮原町須谷自治会より有田周辺広域圏事務組合管理者宛てに「新ごみ設備建設の白紙撤回について」の文書の提出がありました。

文書は、須谷地区での新ごみ処理施設建設事業について白紙撤回を求める内容であり、受領するにあたり組合管理者会議にて副管理者との協議を要すると判断し、管理者の一時預かりとしました。

本建設事業は、地元自治会の協力が必要であり、これ以上引き延ばすことにより膠着状態が続くことは本意ではないことから、組合内で協議を重ねた結果、須谷地区で事業を進めていくことは困難であると判断するに至りました。

組合では、平成３０年１１月の須谷自治会からの候補地宣言届の受理後、「次期施設の建設地については、須谷地区とする。」と令和３年３月に須谷自治会と締結した覚書を尊重し、事業を進めていくうえで必要な調査や説明会を行ってまいりました。

しかしながら、今回、このような判断をせざるを得ないことは、誠に残念なことと存じます。

これまで事業にご協力いただきました皆様方に、心より感謝申し上げますとともに、今後は、安定的なごみ処理が維持継続できるよう、あらゆる方向性について早急に検討してまいります。